**平成２４年（フ）第１３４号**
徳島県名西郡石井町石井字石井512―１　アネシス東屋201号室、住民票上の住所徳島県徳島市北矢三町４丁目９番11―12号
破産者　有木　秀謹
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第５５５号**
北九州市八幡西区浅川日の峯３丁目７番18号
破産者　永石　　隆
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第３４０号**
熊本県人吉市老神町７番地１
破産者　中根　勝子
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第５３８号**
熊本県上益城郡御船町大字豊秋2570番地３、破産手続開始決定時の住所熊本市南区城南町阿高331番地１
破産者　工藤　通子
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第４８号**
宮城県白石市小原字後88番地
破産者　古川せい子
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２４年（フ）第２８号**
山形県新庄市大字鳥越1501番地の52
破産者　斉藤　克美
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

**平成２４年（フ）第２９号**
山形県新庄市大字鳥越1501番地の52
破産者　斉藤　幸子
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

**平成２３年（フ）第５５６号**
相模原市南区旭町８番22号　ミノルビル２Ｆ
破産者　清水　賢次
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２４年（フ）第４１５号**
金沢市西泉２丁目62番地
破産者　飯尾　具視
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第２６０号**
山梨県甲府市中村町12番７号
破産者　保坂　征彦
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３５０号**
山梨県甲府市堀之内町713番地３
破産者　宮川由美子
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２５号**
長野県岡谷市長地権現町２丁目１番68号
破産者　坂本　大輔
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２４年（フ）第９４号**
長野県岡谷市神明町１丁目２番13号
破産者　鈴木　貴行
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２４年（フ）第９７号**
長野県岡谷市18番地
破産者　髙木　**隆**章
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２４年（フ）第３２５号**
愛知県一宮市大和町馬引字横手６番地３
破産者　廣岡　貴司
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（フ）第２１７号**
滋賀県草津市東草津１丁目２番56号
破産者　瀬渕　芳男
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１３０９号**
京都府向日市物集女町五ノ坪２番地の１　グランパール103号
破産者　清水　　忠
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第６５１号**
熊本県上益城郡益城町大字田原407番地、前住所熊本市東区戸島西１丁目31番６号
破産者　緒方　孝一
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第１０１号**
川崎市川崎区四谷上町11番12―302号
破産者　有賀　敏彦
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係